

年金受給者が所在不明のときは、届け出が必要

年金を受けている人の所在が1カ月以上明らかでないとき、その世帯の世帯員の人は、速やかに届け出する必要があります。

届け出後、受給権者本人に現況申告書を送付され、その返信がない場合には年金の支払いが一時停止します。(その後、所在が明らかになった場合、再開の手続きが必要になりますので、ご連絡ください。)

☎ 三原年金事務所
(☎0848-63-4111)

浄化槽を管理している人は年に1回法定検査

浄化槽は、微生物の働きを利用して、トイレの排水や生活排水をきれいにしています。浄化槽を管理している人は、浄化槽を正常に機能させるために「保守点検・清掃・法定検査」の3つが、法律により義務付けられています。

令和5年度の法定検査は、効率化検査(小型合併浄化槽5,000円、単独浄化槽5,000円(10人槽以下の場合))です。

検査機関

- (公社) 広島県環境保全センター【ガイドライン検査】
- (公社) 広島県浄化槽協会【効率化検査】

※浄化槽の休止、廃止、管理者変更をする場合は下水道課まで届出をしてください。

☎ 公益財団法人広島県浄化槽協会
(☎082-569-5540)
上下水道局下水道課
(☎0848-29-7010)



引っ越ししたら、住所変更の届出を忘れずに!

入学・就職等による引っ越しで住所が変わったら、14日以内に住所変更の届出をしてください。

マンションや寮へお住まいの人は、部屋番号まで登録してください。住所登録が正確でないと、住民票上の住所を基に郵送する市役所からの大切なお知らせが、手元に届かない場合があります。

また、マイナンバーカードにも最新の住所を記載しますので、転居や転入の届出の際には持参してください(数字4桁の暗証番号が必要)。
※同一世帯以外の人は、当日の処理はできません。

こんなとき	必要なもの(代理人の場合は委任状が必要)
他の市町村から転入したとき(転入届)	転出証明書(前に住んでいた市町村で発行)、本人確認書類、マイナンバーカード
他の市町村へ転出するとき(転出届)	本人確認書類、マイナンバーカード(転居のみ)、国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証
市内で住所が変わったとき(転居届)	国民健康保険証、後期高齢者医療保険証
世帯主や世帯の構成が変わったとき(世帯主変更届、世帯分離届等)	本人確認書類、国民健康保険証、後期高齢者医療保険証

マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルからオンラインでも転出の届出が可能です。詳しくはデジタル庁ホームページをご覧ください。
※マイナポータルを通じて転出の届出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。



▲デジタル庁HP

☎ 市民課 (☎0848-38-9102)

聴覚障害のある人や高齢者を火災から守ります

火災発生時に消火活動が困難で延焼の恐れが高い住宅密集地域に、「多機能型住宅用火災警報器」の設置を行います。

無線連動型住宅用火災警報器と補助警報装置を設置することで、光と音声で屋内外に火災発生を知らせ、火災の早期発見、早期避難及び延焼拡大を防ぐことができます。

☑ 消防局で指定した住宅密集地域に居住する聴覚障害のある人(身体障害者手帳を持つ聴覚障害1級から6級までの人)、満75歳以上のみの世帯
※対象者には、社会福祉課・消防局予防課から案内します。

☎ 消防局予防課 (☎0848-55-9123)



住宅用火災警報器のアンケートにご協力を

住宅用火災警報器の設置状況についてアンケート調査を行っています。回答にご協力をお願いします。

☑ 市内在住の人

回答方法 尾道市電子申請システムで(二次元コードからもアクセス可)
期限 5月23日(火)

住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過しました。古くなったものは電子部品の劣化などにより火災を正常に感知しなくなることがあるため、警報器本体の寿命とされる10年を目安に交換を推奨しています。また、定期的に日常の作動を確認するなど、点検を行ってください。

☎ 消防局予防課 (☎0848-55-9123)



▲電子申請システムで回答



清掃

～天ぶら油はネジ式
キャップの
ペットボトルへ～

【尾道・御調・向島地区】 ☎ 尾道市クリーンセンター (☎0848-48-2900)
衛生施設センター【持込】・清掃事務所【収集】
【因島地区(原・洲江含む)】 ☎ 南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】 ☎ 南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

4月の「休日」ごみ持込のお知らせ(対象は家庭ごみです。)

22日(土)	御調清掃センター	8:30~11:00
23日(日)	尾道市クリーンセンター	8:30~12:00
	南部清掃事務所	
	瀬戸田名荷埋立処分地	

必ず分別をして持ち込んでください。(資源物・粗大ごみを含む)
※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日の持込受付はありません。
※5月3日~5日はごみの持込受付はありません。

ゴールデンウィークのごみ収集

祝日	収集する地域
5月4日 みどりの日	月・木曜日が「もやせるごみ」の地域のみ ※ただし、因島地域・瀬戸田町はお休みします。
5月5日 こどもの日	火・金曜日が「もやせるごみ」の地域のみ ※ただし、因島地域・瀬戸田町はお休みします。

※5月3日(祝)は、市内全域でごみの収集はありません。

※「もやせるごみ」以外のごみはお休みです。

ゴールデンウィークのし尿収集

各許可業者等で計画的に収集を行います。来客等で収集が必要な人は、お早めにご依頼ください。

5月の資源回収日の変更(尾道地域)

次の地区は日程が変更となっています。ご注意ください。

地域名	変更内容
吉和地区	第1金曜日 ⇒ 5月 8日(月)
三成地区 木ノ庄西地区	第1木曜日 ⇒ 5月11日(木)

令和5年度シティクリーニングの予定(尾道地域)

5月14日(日)	土堂、三成、高須、久保、筒湯、木頃、西藤、木ノ庄西、浦崎
5月21日(日)	向東、山波、日比崎
6月 4日(日)	栗原、栗原北、新高山
6月11日(日)	吉和、長江
6月18日(日)	原田、木ノ庄東、百島(各地区雨天中止の予備日)

※日程が異なる町内会もあります。
※御調・向島・因島・瀬戸田地域は従来の方法で実施予定です。

☎ (一社) 尾道市公衆衛生推進協議会 (☎0848-24-1177)

環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212)
10:00~16:30/月・木・祝日休館

4/16(日) 13:30~	卓上糸ノコ使用講習会 料300円 定1人	令和5年度 リサイクルセンター利用申請受付中 ☑ 尾道市内在住かつ通勤通学者
5月の出張販売		① 市民工房利用登録 木工工房、自転車工房を利用する人は登録してください。令和4年度登録している人も継続の登録をしてください。 登録料:500円 ☑ 印鑑、身分証明書
5/ 6(土) 10:00~14:00	市民センターむかいしま	② 売り場スペース利用申請 各売り場スペースを利用するには申請が必要です。継続の人も新たに申請が必要です。☑ 身分証明書
5/ 9(火) 10:30~14:00	因島総合支所1階デッキ	
5/10(水) 10:30~14:00	瀬戸田市民会館前駐車場	
5/12(金) 10:00~14:00	道の駅クロスロードみつぎ	③ エコポイント利用 令和4年度のエコポイントをお持ちの人は、令和5年度に引き継ぎます。カードを持参してください。令和5年度版に更新します。
急な休館やイベント情報などを発信しています。 ☎ https://www.facebook.com/onomichi.recycle		